【四谷中学校 生徒証 記載事項】

ー校章の由来ー

「四谷の地域は一つ」を表す旧四谷区の区章をもととし，校舎玄関前にそびえ立つプラタナスの葉の上に，四谷の頭文字「Y」を木の芽の形にデザインした文字を配す。

これは，ここに学ぶ生徒が，「未来に向かって大きく成長することへの期待」を表す。

ー本校の位置ー

東経 139 度 43 分 43 秒・北緯 35 度 40 分 54 秒・海抜 30 メートル

ー本校の教育目標ー

人間尊重の精神を基盤とし，確かな知性と創造性を身につけ，心豊かで実践力のあるたくましい生徒を育成する。

◯勉学に励み，新しい文化を創造する人

◯気品ある人間性をそなえ，すすんで社会に貢献する人

◯心身ともに健やかで，たくましく生きる力を持つ人

ー四谷中学校校歌ー

貴峰啓之 作詞／作曲／編曲

1.広いこの地球に 生まれた我ら　燃える青春胸に さあ出かけよう

心の翼を 広げて羽ばたく　夢と希望に溢れる 我らが母校

2.限りなく広がる 新しい道　みんなで飛び出そう 光と共に

心の扉を 開いて語ろう　青空と太陽が 君を呼んでる

3.見果てぬ夢を求め 未来に託し　高き理想の道を 歩いて行こう

心と心の 絆をつないで　輝け世界中に 我らの友よ

我らの学び舎 四谷中学校　栄冠に輝け　四谷中学校

ー生徒心得ー

◯互いを尊重し合い,ほこりと自覚を持って,規律ある生活をしよう。

◯勉学に励み,知性と創造性を身につけよう。

◯広く社会に目を向け,社会に貢献する人間になろう。

◯心身を鍛え,健康な心と体をつくろう。

－生徒会会則－

第1章 名　称

第1条 本会は新宿区立四谷中学校生徒会と称する。

第2章 会　員

第2条 本会は本校生徒全員をもって構成する。

第3章 目　的

第3条 本会は全員の自治的活動によって明るく楽しい学校生活を営むことを目的とする。

第4章 本部役員

第4条 この会に次の本部役員をおく。

（学年は9月の選出時のものである）

役員定数は，第1・2学年ともにクラス数と同等とし，それぞれ投票総数の上位から順に当選とする。立候補者が役員定数と同等の場合は，信任投票を行う。また，役職については当選後に役員による協議で決定する。協議で決まらない場合は，得票数に従う。役職は，会長1名，副会長1名，書記1名とし，クラス数に応じて庶務の人数を決定するものとする。

第5条 会長はこの会を代表し，会の運営を司る。副会長は会長を補佐し，会長に事故等のある時は任務を代行する。役員は生徒会活動を行う。

第6条 本部役員の任期は 10 月から翌年9月末日までの1年間とし，再選を認める。

第5章 組　織

第7条 この会に次の機関をおく。

生徒総会，中央委員会，学級委員会，専門委員会，本部役員会，選挙管理委員会。

第8条 全ての機関に顧問として先生がつく。

第9条［生徒総会］

1．生徒総会は最高の議決機関であり，全生徒によって構成し，三分の二以上の出席をもって成立し，出席者の過半数をもって議決する。

2．生徒総会は定期的に年1回一学期に開かれる。また，必要に応じて会長が開くことができる。

第 10 条［中央委員会］

1．中央委員会は生徒総会につぐ議決機関で，役員，全学級委員，各委員会委員長をもって構成する。

2．中央委員会は，原則として毎月1回定例会を開く。また，必要に応じて会長が開くことができる。

第 11 条［学級委員会］

1. 各学級から選出された委員（男女各1名）により学年ごとに構成する。

2. 委員は学級活動・学年活動についての総括的役割を果たすとともに諸活動のリーダーとなる。

3. 学級委員会の任期は前期（4月～9月），後期（10 月～3月）とする。

第 12 条［専門委員会］

1. 専門委員会は各学級から選出された委員をもって構成し，次の委員会を置く。

生活委員会 美化委員会 保健給食委員会

図書委員会 広報委員会

2. 専門委員会は原則として毎月1回定例会を開く。また，必要に応じて顧問が開く。

3. 専門委員会の任期は前期（4月～9月），後期（10 月～3月）とする。

第 13 条［選挙管理委員会］

1. 選挙管理委員会は各学級から選出された委員（1名）をもって構成する。委員は本部役員以外の誰でもなることができるが，本部役員に立候補することはできない。立候補するときは，選挙管理委員を辞退してから立候補する。

2. 選挙管理委員会の任期は選挙前の招集から選挙終了までとする。

第6章 専門委員会

第 14 条 生活委員会は学級から選出された委員をもって構成し，学校生活における校風の発揚および生活の向上をはかる。

第 15 条 美化委員会は学級から選出された委員をもって構成し，学校内外の清掃美化，清掃用具の管理にあたる。

第 16 条 保健給食委員会は学級から選出された委員をもって構成し，生徒の保健衛生・給食に関する仕事を行う。

第 17 条 図書委員会は学級から選出された委員をもって構成し，図書に関する仕事を行う。

第 18 条 広報委員会は学級から選出された委員をもって構成し，生徒活動の放送に関する仕事を行う。

第7章 選　挙

第 19 条 役員の改選は9月に行う。

第 20 条 役員の選出は公選とする。

第 21 条 選挙に関する運営は選挙管理委員会において行う。選挙管理委員会の発足は，選挙の 20 日以上前までに行う。

第8章 会則の改正

第 22 条 この会則の改正は生徒総会の議決を要する。

第 23 条 この会則の細則は必要に応じて中央委員会において決定する。

第9章 付　則

第 24 条 本会の議決事項は，校長の承認を経て実施される。

－生徒会組織表－

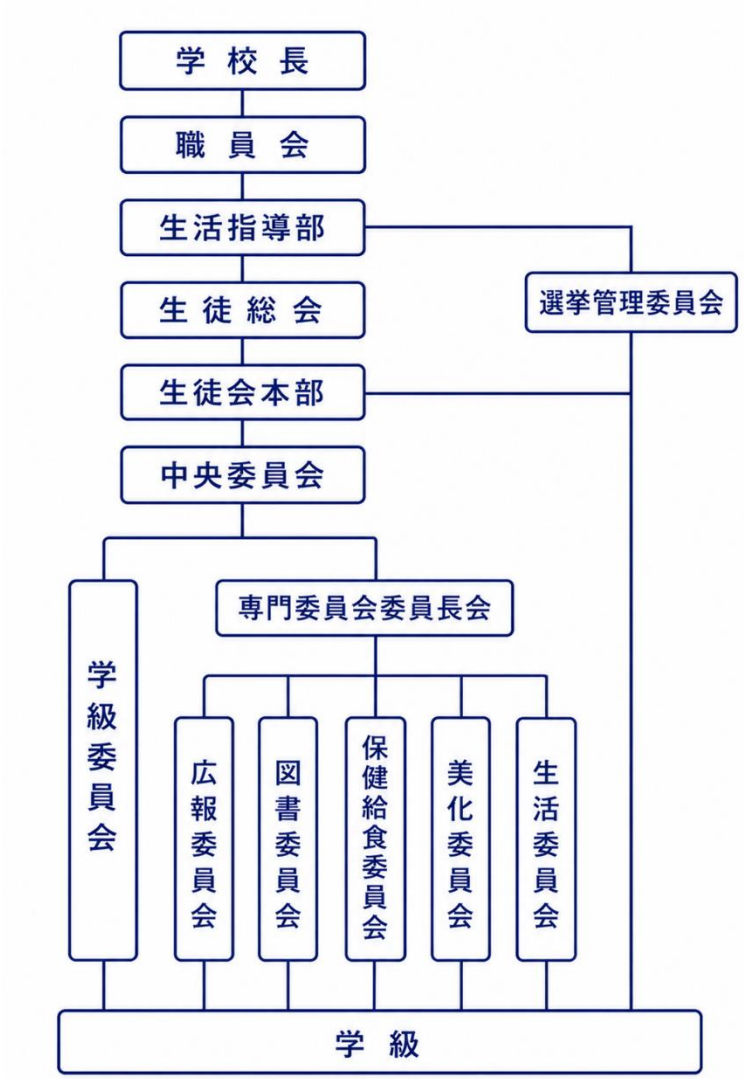

ー服　装ー

	夏　服	冬　服	販売店
通学服	白ワイシャツ（半袖） 紺ポロシャツ グレーズボン（標準服） グレースカート（標準服）	白ワイシャツ（長袖） ダークグレーズボン（標準服） ダークグレースカート（標準服） 濃紺シングルブレザー（標準服） ワンタッチネクタイ ワンタッチリボン	学校服センター

※ベスト･セーター･カーディガンの着用については必要に応じて認める。

　着用の仕方については「四谷中生の生活」を確認すること。

＜頭　髪＞

中学生らしく清潔感のある，体育等での活動にあった髪型とする。

パーマ･染髪･脱色は禁止。細目については生活のきまりを確認すること。

－A時程表－

	時程	時間
生徒登校	8:00~8:20	
朝読書	8:25~8:35	10 分
朝学活	8:35~8:40	5分
①校時	8:45~9:35	50 分
②校時	9:45~10:35	50 分
③校時	10:45~11:35	50 分
④校時	11:45~12:35	50 分
給食	12:35~13:05	30 分
昼休み	13:05~13:25	20 分
⑤校時	13:30~14:20	50 分
⑥校時	14:30~15:20	50 分
学活	15:25~15:35	10 分
清掃	15:35~15:45	10 分
生徒下校	15:50	

－B 時程表－

	時程	時間
生徒登校	8:00~8:20	
朝学活	8:25~8:35	10 分
①校時	8:35~9:25	50 分
②校時	9:35~10:25	50 分
③校時	10:35~11:25	50 分
④校時	11:35~12:25	50 分
給食	12:25~12:55	30 分
昼休み	12:55~13:10	15 分
⑤校時	13:15~14:05	50 分
⑥校時	14:15~15:05	50 分
学活	15:10~15:20	10 分
清掃	15:20~15:30	10 分
生徒下校	15:35	